

○倉吉市水道事業給水条例施行規程		昭和55年4月1日水道事業管理規程第2号
改正	平成10年3月30日水管規程第1号 平成13年3月29日水管規程第2号 平成15年3月27日水管規程第1号 平成18年9月13日水管規程第3号 平成22年4月1日水管規程第3号 平成24年3月30日水管規程第2号 令和2年4月1日上下水道局企業管理規程第1号 令和3年4月1日上下水道局企業管理規程第2号	
倉吉市水道事業給水条例施行規程		
倉吉市上水道給水条例施行規程(昭和46年水道事業管理規程第2号)の全部を改正する。		
(趣旨)		
第1条 この規程は、倉吉市水道事業給水条例(昭和33年倉吉市条例第16号。以下「条例」という。)第43条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。		
(職務執行)		
第2条 職員が職務を執行する際は、倉吉市上下水道局職員証(様式第1号)を携帯しなければならない。		
2 前項の倉吉市上下水道局職員証を喪失したときは、直ちに公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。		
(代理人及び総代人の選定)		
第3条 給水装置の所有者は、条例第6条の代理人を定めたときは、管理者に報告しなければならない。代理人を変更したときも、同様とする。		
2 条例第7条第1項の総代人を定めたときは、総代人選定及び総代人等変更届(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。		
(給水装置の新設等の申込み)		
第4条 条例第10条第1項の規定による申込は、給水装置工事申込書(様式第3号の1)に給水装置工事設計書(様式第3号の2)を添えて管理者に提出しなければならない。		
(利害関係人の同意書等の提出)		
第5条 条例第10条第2項の規定による利害関係人の同意書等の提出を求める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。		
(1) 第三者の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。		
(2) 第三者の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき。		
(3) 第三者の所有地に給水装置を設置しようとするとき。		
(給水装置工事の取消等)		
第6条 第4条に規定する申込者が、工事の設計を変更し、又は申込みの取消しをしようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。		
2 前項に規定する設計の変更又は申込みの取消しにより生じた損害については、申込者にその損害を賠償させることができる。		
(検査の申込み等)		
第7条 条例第12条第2項の規定による検査を受けようとするときは、工事しゅん工検査申込書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。		
第8条 削除		
(給水の申込み)		
第9条 条例第20条の規定による申込みをしようとする者は、給水申込及び水道使用状況変更届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。		
(使用の中止及び変更等の届出)		
第10条 条例第21条第1項の規定による届出をする者は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。		
(1) 給水装置の使用を中止し、又は廃止する場合 給水申込及び水道使用状況変更届		
(2) 2種以上の用途に使用する場合又は用途を変更する場合 給水装置用途変更等届(様式第6号)		
(3) 消火演習に消火栓を使用する場合 消火栓使用届(様式第7号)		
2 条例第21条第2項の規定による届出をする者は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。		
(1) 給水装置の使用者又は所有者の氏名又は住所に変更があった場合 給水装置使用者等変更届(様式第8号)		
(2) 共用給水装置における総代人又は使用戸数に変更があった場合 総代人選定及び総代人等変更届		
(3) 消火に使用した場合 給水装置消火使用届(様式第9号)		
(消防署長の証明)		
第11条 前条第2項第3号の届書には、所轄消防署長の事実を証明する書類を添付しなければならない。		
(基本料金等の徴収)		
第12条 条例第26条第1項の規定により算定した使用水量が0立方メートルの月は、水道料金の基本料金及び量水器使用料を徴収する。		
(使用水量の認定)		
第13条 条例第27条の規定による使用水量の認定は、改修後の使用水量並びに前月及び前年同期の使用水量を参考として、管理者がこれを認定する。		
(量水器設置場所の変更等)		
第14条 管理者が必要と認めるときは、量水器の設置場所を変更することができる。		
2 前項の規定による変更の費用は、給水装置所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。		
3 量水器設置場所には、みだりに物を堆積し、又は工作物を設けてはならない。		
(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)		
第15条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、鳥取県飲用井戸等衛生対策要領(平成3年7月24日付発衛第81号鳥取県衛生環境部長通知)に定める管理基準に基づいた貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。		
(その他)		
第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。		
附 則		
この規程は、公布の日から施行する。		

附 則(平成10年3月30日水管規程第1号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日水管規程第2号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日水管規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月13日水管規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年9月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成22年4月1日水管規程第3号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日水管規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に残存するこの規程による改正前の様式第3号の1、様式第3号の2、様式第4号、様式第9号及び様式第13号により調製した用紙は、この規程の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和2年4月1日上下水道局企業管理規程第1号抄)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに倉吉市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則(令和2年倉吉市規則第17号)による廃止前の倉吉市簡易水道給水条例施行規則(平成元年倉吉市規則第42号。以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程による改正後の倉吉市水道事業給水条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の倉吉市上水道給水条例施行規程様式第2号から様式第4号まで、様式第6号、様式第8号及び様式第9号、改正前の倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程様式第1号及び様式第4号から様式第6号まで並びに旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年4月1日上下水道局企業管理規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にある第4条、第5条及び第6条の2から第11条までの改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(表)

契 印		第 号	
倉吉市上下水道局職員証			
(写 真)	職 名		
	氏 名		
	(年 月 日生)		
年 月 日発行			
倉吉市長			印

(裏)

倉吉市水道事業給水条例（抜粋）	
(給水装置の検査等)	
第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、当該給水装置に係る水道使用者等に対し適当な措置を指示し、又は自ら適当な措置をとることができる。	
2 略	
(給水の停止)	
第38条 次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。	
(1) 略	
(2) 担当職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。	
(3)及び(4) 略	
2 管理者は、この条例により納付すべき料金、手数料及び工事費を期限内に納入しないときは、完納するまで給水を停止することができる。	
第43条 第38条第1項の規定に該当する者は、1万円以下の過料に処する。	
心	得
1 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。	
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
3 本証の有効期間は、発行の日の属する年度の末日までとする。	

総代人選定及び総代人等変更届

(宛先)
倉吉市長

		届出年月日		年 月 日	
届出人	住所	電話番号			
	氏名	※自署又は記名押印			
届出区分		該当するものに○をしてください。 1 総代人選定 2 総代人変更 3 戸数変更			
給水装置の場所			下水道接続 の有無	有 ・ 無	
建物の名称 (アパート、マンション、店 舗名等)		用途			
所有者氏名					
変更年月日		年 月 日			
支払方法		該当するものに○をしてください。 納入通知書 ・ 口座振替 (※新規 ・ 継続) ※新規に口座振替を利用される場合は、金融機関での手続が必要です。			

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 総代人選定	住所	電話番号		
	氏名	(ふりがな) -----		
	入居可能 戸数	戸	実入居 戸数	戸
2 総代人変更 ※新総代人について 記入してください。	住所	電話番号		
	氏名	(ふりがな) -----		
3 戸数変更	変更前	戸	変更後	戸

様式第3号の1(第4条関係)

給水装置工事申込書		受付	第 号
		年 月 日	
工事の種類	新設・改造・臨時・止代・撤去		
給水装置所在地			
(ふりがな) 使用者氏名			
条 件	倉吉市水道事業給水条例第14条第2項の規定により水道工事完成後は、公道部分の装置は、維持管理上市に帰属する。		
同 意 書 上記工事の施行に同意します。 年 月 日 家屋所有者 対象家屋所在地 所有者住所 氏 名 倉吉市  土地所有者 対象土地所在地 所有者住所 氏 名 倉吉市  通過路線土地所有者 対象土地所在地 所有者住所 氏 名 倉吉市 			
上記の給水装置工事を次の指定給水装置工事事業者により施行したいので申し込みます。 年 月 日 (宛先) 倉吉市長 郵便番号 ー 住 所 申込者 氏 名 			
上記給水装置工事を施行したいので、承認くださいますよう設計書を添えて申し込みます。 年 月 日 (宛先) 倉吉市長 指定給水装置工事事業者			
承認年月日			

様式第3号の2(第4条関係)

給水装置工事設計書	住所		工種	新設	改造	臨時	止代	撤去	指定給水装置工事事業者名			
	氏名		受付	第 号								
			年 月 日				主任技術者					
			年 月 日				責任技能者					
公 道 部 分			宅 内 工 事 主 要 材 料									
設 計			精 算		設 計			精 算				
名 称	寸法	数量	単価	金 額	数量	金 額	名 称	寸法	数 量	数 量		
サドル分水栓							H I ビニル管	13				
リフト式逆ボ止水栓							"	20				
量水器							"	25				
直結用量水器BOX												
補助止水栓												
補助止水栓BOX												
H I ビニル管							万能ホーム水栓					
							自在水栓					
							アングル止水栓					
							ストップバルブ					
							水栓柱					
小 計												
分水栓 建込工												
止水栓 取付工												
量水器 取付工												
ビニル管布設工												
							設 計		年 月 日			
ビニル管接合工							着 工		年 月 日			
							しゅん工		年 月 日			
							しゅん工検査		年 月 日			
小 計												
分水栓掘削工												
止水栓まで掘削工												
舗装切断												
路面仮復旧費							検査員					
							納 付 金					
							量水器口径		m / m			
							加入金 (負担金)		円			
小 計							舗装復旧費	m ² ×	円			
諸 経 費							設計審査及びしゅん工					
運 搬 費							検 査 手 数 料		円			
小 計												
工 事 費 合 計												
消費税及び地方消費税							消費税及び地方消費税					
総 合 計							計		円			

平 面 図				方位を必ず入れること		管口径、延長を記入のこと	
公道部平面図（S＝ ）			公道部断面図（S＝ ）			位置図	
申込者住所					指定給水装置		
申込者氏名					工事事業者名		

様式第4号(第7条関係)

工事しゅん工検査申込書		受付	第 号	
			年 月 日	
給水装置所在地				
申込者氏名				
着工及びしゅん工 年 月 日	着工 年 月 日 しゅん工 年 月 日			
量水器番号	φ mm			
上記工事がしゅん工したので、検査をお願いします。 年 月 日 (宛先) 倉吉市長 指定給水装置工事事業者 住 所 氏 名				
検査年月日	年 月 日	検査員		
検査結果				

様式第5号(第9条、第10条関係)
給水申込及び水道使用状況変更届

(宛先)

倉吉市長		届出年月日	年	月	日
届出人	住所	電話番号			
	氏名	※自署又は記名押印			
届出区分		該当するものに○をしてください。 1 使用開始(新設・臨時・再開栓) 2 使用中止 3 使用廃止			
給水装置の場所		下水道接続の有無		有 ・ 無	
建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)		用途			
使用者氏名		(ふりがな) ----- 電話番号			
旧使用者氏名		給水装置の所有者氏名			

※以下の欄は、該当するところのみ記入してください。

1 使用開始 (新設・臨時・再開栓)	使用開始日	休業日を除いてください。 年 月 日	支払方法	該当するものに○をしてください。 納入通知書・口座振替(※新規・継続) ※金融機関での手続きが必要です。
	納入通知書送付先	給水装置の所在地以外の場所に送付を希望の場合に記入してください。 〒 - 電話番号		
2 使用中止	使用中止日	年 月 日	清算方法	該当するものに○をしてください。 納入通知書・口座振替
	転居先住所	〒 - 電話番号		
3 使用廃止	使用廃止日	年 月 日	清算方法	該当するものに○をしてください。 納入通知書・口座振替 ※中止から廃止の場合は記入不要です。
	納入通知書送付先	※中止から廃止の場合は記入不要です。 〒 - 電話番号		

給水装置用途変更等届

(宛先)
倉吉市長

		届出年月日	年 月 日	
届出人	住所	電話番号		
	氏名	※自署又は記名押印		
届出区分		該当するものに○をしてください。 1 用途追加 2 用途変更		
給水装置の場所		下水道接続の有無		有 ・ 無
建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)				
使用者	住所	電話番号		
	氏名	(ふりがな)		
所有者氏名				
変更年月日		年 月 日		
支払方法		該当するものに○をしてください。 納入通知書 ・ 口座振替 (※新規 ・ 継続) ※新規に口座振替を利用される場合は、金融機関での手続きが必要です。		

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 用途追加	現在用途		追加用途	
2 用途変更	現在用途		変更用途	

様式第7号(第10条関係)

消 火 栓 使 用 届		受付	第 号	
			年 月 日	
消火栓所在地				
使用責任者氏名				
使用予定日時		年 月 日 時 分 ～ 時 分		
上記のとおり消火栓を消火演習に使用したいので届出をします。				
年 月 日				
(宛先) 倉吉市長				
住所 氏 名 届出人				
使用 記 事	使用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
	使用水量	m ³		
	立 会 人	(職名) (氏名)		

給水装置使用者等変更届

(宛先)
倉吉市長

		届出年月日		年 月 日	
届出人	住所	電話番号			
	氏名	※自署又は記名押印			
変更区分		該当するものに○をしてください。 1 使用者変更 2 所有者変更			
給水装置の場所				下水道接続の有無	有 ・ 無
建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)				用途	
変更年月日		年 月 日			

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 使用者変更	新使用者	住所				
		氏名	(ふりがな) -----			
	旧使用者	氏名	(ふりがな) -----			
		変更理由				
	支払方法の変更		変更前	口座振替・納入通知書	変更後	請求先 支払方法
2 所有者変更	新所有者	住所	電話番号			
		氏名	(ふりがな)			
	変更理由		相続 ・ 売買 ・ その他 ()			
	その他		※所有権が移転したことが確認できる書類を添付してください。			

給水装置消火使用届

(宛先)
倉吉市長

		届出年月日		年 月 日	
届出人	住所	電話番号			
	氏名	※自署又は記名押印			
給水装置の場所				下水道接続の有無	有 ・ 無
建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)			用途		
使用者	住所	電話番号			
	氏名	(ふりがな) -----			
所有者氏名					
使用状況	火災発生場所				
	使用日時	年 月 日 時から 時まで			
	使用水量	m ³			
備考					